

# 運 営 規 程

【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】

【指定認知症対応型共同生活介護】

【短期利用共同生活介護（空床利用型）】

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人優希会が開設するグループホームやまゆり（以下「事業所」という。）が実施する指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護、及び指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）における短期利用共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援2及び要介護に該当し認知症の状態にある者（以下、「利用者」という。）に、適正なサービスを提供することを目的とする。

## （事業の方針）

- 第2条 事業所の職員は、利用者（著しい精神状態や著しい行動障害がある者、急性期状態にある者を除く。）に対して、利用者の心身の状況を踏まえ、一人一人の人格を尊重し、人間としての尊厳を保持できるよう努め、共同生活住居において、利用者の認知症の症状の進行を緩和し利用者がそれぞれの役割を持ち家庭的な環境のもとで、安心して日常生活を送ることができるよう、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護の提供を行う。
- 2 短期利用共同生活介護の提供にあたっては、利用者の居宅における生活の継続を支援するとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減（レスパイト）を図るよう努めるものとする。
  - 3 各サービスの実施にあたっては、介護予防支援事業所及び居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  - 4 利用者の自己決定を尊重すると共に身体拘束等ご利用者の行動を制限しない。但し利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為に緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかしその場合も速やかな解除に努めると共に理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過を報告する。

## （名称及び所在地）

第3条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 グループホームやまゆり
- (2) 所 在 地 青森県上北郡東北町大字大浦字唐虫沢 44 番地 100

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 ユニットごとに1人以上

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護を提供する。

(2) 計画作成担当者 ユニットごとに1人以上(兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画、指定認知症対応型共同生活介護計画及び短期利用共同生活介護計画を作成するとともに、連携する病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 常勤 11名以上 非常勤 0名以上

介護職員は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護を提供する。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護は、要支援2及び要介護に該当し認知症の状態にある者を対象に、共同生活を送る住居を準備し、提供する。

- 2 日中時間帯は、本体事業の利用者と短期利用共同生活介護の利用者の合計数に対して3人に1人以上の介護職員を配置し、夜間及び深夜帯は、ユニットごとに1名以上の介護職員を配置する。
- 3 短期利用共同生活介護の提供にあたっては、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護報酬告示上の額に利用者の負担割合を乗じた額とする。

- 2 短期利用共同生活介護の利用料については、前項の規定にかかわらず、利用した日数に応じて算定する。
- 3 前各項の利用料のほか、次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食材費 1食につき朝食 380円、昼食 500円、夕食 380円(おやつ費を含む)

(2) 家賃(室料)

① 共同生活援助：1月あたり 30,000円

② 短期利用共同生活介護：1日あたり 1,034円

(3) 水道光熱費

① 共同生活援助：1月あたり 12,000円

② 短期利用共同生活介護：1日あたり 413円

(4) 共益費(居室電球・消耗品購入費等)

① 共同生活援助：1月あたり 8,800円

② 短期利用共同生活介護：1日あたり 303円

- (5) おむつ代および理容代 実費
- (6) その他日常生活費 実費
- 4 費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 前項のほか、日常生活で費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をして同意を得たものに限り徴収する。

(利用者の定員)

- 第7条 利用者の定員は、1ユニットの定員を9名とし、2ユニット計18名を利用定員とする。
- 2 前項の定員のほか、短期利用共同生活介護の定員は、各ユニットの利用定員の範囲内において、現に利用していない居室（空床）がある場合に、当該居室の数を限度とする。

(利用に当たっての留意事項)

- 第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び**短期利用共同生活介護**（以下「各サービス」という。）への入居（利用）に当たっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。
- 2 利用者が入院治療を必要とする場合は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。
  - 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
  - 4 利用者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の事由がない限り、これを拒否してはならない。
  - 5 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
    - ① 宗教や習慣の相違で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
    - ② けんか、若しくは口論すること、泥酔し、又は楽器などの音を異常に大きく出して静寂を乱すことにより他の利用者の迷惑を及ぼすこと。
    - ③ 指定した場所で火気を用い、又は寝具の上で喫煙すること。
    - ④ 故意に施設、若しくは物品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
    - ⑤ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
    - ⑥ 無断で物品の位置、又は形状を変えること。
  - 6 退居（利用終了）に際しては、利用者及び家族等の意向を踏まえた上で、介護の継続性が維持されるよう、必要な援助を行うよう努める。
  - 7 短期利用共同生活介護については、あらかじめ定めた利用期間が終了したときは、利用を終了するものとする。
  - 8 前項のほか、次のような場合に退居（利用終了）となる。
    - ① 利用者又はその家族等の都合で各サービスを終了する場合
    - ② 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
    - ③ 利用者の要介護認定が、非該当（自立）又は要支援1（短期利用の場合は要支援1も含むが本体は除く）と認定された場合
    - ④ 利用者が亡くなられた場合
    - ⑤ 共同生活を送ることが困難である場合

- ⑥ 各サービスの契約を継続しがたいほどの背信行為がある場合
- ⑦ 2ヶ月以上の入院加療等が必要な場合（※短期利用は除く）
- ⑧ 利用者の利用料金が、請求書発行月の20日までに当事業所に支払われない場合

（緊急時における対応方法）

第9条 職員は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医及び家族等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。2短期利用共同生活介護の利用者については、前項の連絡のほか、必要に応じて当該利用者に係る居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）等へ速やかに連絡を行うものとする。

（非常災害対策）

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、社会福祉法人優希会で選任した者を当て、火元責任者等は消防計画に明示されているものが当たる。
- (2) 火災予防を常に心掛け、定期的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守点検業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年1回以上
  - ② 利用者（短期利用共同生活介護の利用者を含む）を含めた総合訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (7) 災害等の発生時においても必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、職員への周知及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第 12 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
  - 2 短期利用共同生活介護の提供にあたっては、利用者の受け入れ時における健康状態の確認を徹底し、外部からの感染症の持ち込み防止に努める。
  - 3 グループホーム内（居室内、便所、食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等）の清潔や衛生を保持し感染症等の防止をする。
  - 4 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(事故発生時の対応)

第 13 条 月ごとに安全管理委員会を開催するとともに当事業所の安全管理指針を元に事故防止に努める。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護の提供中に事故が発生した場合は、事故の状況、事故に際して採った処置などを記録し、当事業所の緊急時対応マニュアルに従い協力医療機関又は主治医・家族と連絡を取りながら速やかに対応する。
- 3 前項の事故が発生した場合は、速やかに事故報告書を作成し、関係市町村ならび当該利用者のご家族に報告を行う。また、短期利用共同生活介護の利用者については、必要に応じて当該利用者に係る居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）等へも報告を行い、連携を図るものとする。
- 4 事故の再発を防止することに努めるとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(医療体制との連携)

第 14 条 利用者の病状の急変等に備え、あらかじめ協力医療機関を定め、協力医療機関との契約により医療全般にわたる支援体制を確保するものとする。

- 2 サービスの提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
- 3 短期利用共同生活介護の利用者については、前項の規定にかかわらず、緊急時の対応を円滑に行うため、利用開始時に主治医及び緊急連絡先等の情報を把握し、適切に管理するものとする。

(苦情処理)

第 15 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護（以下「各サービス」という。）に関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

窓 口 管 理 者 本 間 砂 織

- 2 **各サービス**に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 **各サービス**に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護の全サービスにおいて、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護（以下「各サービス」という。）の提供に当たって、介護に直接携わる従業者（資格保有者等を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人優希会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

付 則

この規定は、令和6年3月31日より施行する。

付 則

この規定は、令和8年2月1日より施行する。